

理由

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定が国会において承認されたことを踏まえ、同協定の規定による関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る規定の整備を行うほか、関税割当制度の適用品目について平成十九年度下期の割当数量を定める必要があるからである。